

○騒音規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準

平成20年3月31日
告示第93号

(地域の指定)

第1 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別図に示す第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を指定する。

(規制基準)

第2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準は、別表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

制定文 抄

平成20年4月1日から施行する。なお、別図は、省略し、本庁並びに千厩支所及び東山支所に備えておいて縦覧に供する。

別表(第2関係)

時間の区分 区域の区分	昼間(午前8時から午後6時まで)	朝(午前6時から午前8時まで)夕(午後6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル(東山地域に係る区域にあっては60デシベル)

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、第1で指定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。
- 2 区域の区分の変更により規制基準がきびしくなる区域内に設置されている特定工場等に対する法第12条第1項及び第2項の規定の適用については、区域の区分の変更の日から1年間は、従前の区域の区分による規制基準による。ただし、当該特定工場等を設置している者が、当該区域の区分が変更になった日以後に同法第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。
- 3 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定、その方法及び大きさの決定は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)第1条の表備考3及び備考4に定めるところによる。

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域の指定

平成20年3月31日

告示第94号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号に該当する区域は、[騒音規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準\(平成20年一関市告示第93号\)](#)に規定する区域のうち次に掲げる区域を指定する。

- 1 第1種区域
- 2 第2種区域
- 3 第3種区域
- 4 第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
 - (1) [学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する学校
 - (2) [児童福祉法\(昭和22年法律第164号\)第7条第1項](#)に規定する保育所
 - (3) [医療法\(昭和23年法律第205号\)第1条の5第1項](#)に規定する病院及び[同条第2項](#)に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) [図書館法\(昭和25年法律第118号\)第2条第1項](#)に規定する図書館
 - (5) [老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)第5条の3](#)に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) [就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律\(平成18年法律第77号\)第2条第7項](#)に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

平成20年4月1日から施行する。なお、関係図面は、本庁並びに千厩支所及び東山支所に備えておいて縦覧に供する。

○騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の区域
平成20年3月31日
告示第95号

[騒音規制法第17条第1項](#)の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表備考の区域は、次のとおりとする。

区域の種類	区域の種類を当てはめる地域
a	第1種区域並びに第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b	第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く区域
c	第3種区域及び第4種区域

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、[騒音規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準\(平成20年一関市告示第93号\)](#)に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。
- 2 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、[都市計画法\(昭和43年法律第100号\)第8条第1項第1号](#)に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められている地域をいう。

制定文 抄

平成20年4月1日から施行する。なお、関係図面は、本庁並びに千厩支所及び東山支所に備えておいて縦覧に供する。

○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による規制する地域の指定及び規制基準

平成20年3月31日

告示第96号

(地域の指定)

第1 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号。以下「県条例」という。)第33条第1項の規定による騒音特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、騒音規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準(平成20年一関市告示第93号以下「告示」という。)に規定する地域を指定する。

(騒音規制基準)

第2 県条例第34条第1項の規定による騒音規制基準は、告示第2の規定を準用する。

制定文 抄

平成20年4月1日から施行する。

○騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定

平成24年4月1日
告示第91号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく環境基準のうち、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)第1の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は省略し、一関市役所内市民環境部生活環境課、一関市役所千厩支所内市民課及び同東山支所内市民課に備えておいて縦覧に供する。

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
A	第1種区域並びに第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く区域
C	第3種区域及び第4種区域

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準(平成20年一関市告示第93号)に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。
- 2 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により平成23年8月12日現在において都市計画に定められている地域をいう。